

施設名	市民三井楽プール
団体名	

様式第1号（第3条関係）

令和 年 月 日

五 島 市 長 様

(団体住所)

(団体名)

(代表者氏名)

印

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

このことについて、下記のとおり五島市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の規定により申請します。

記

- 1 指定を受けようとする施設名 市民三井楽プール
- 2 添付書類
 - (1) 市民三井楽プール事業計画書（様式第2号）
 - (2) 管理に係る収支計画書（様式第3号）
 - (3) 市長等が定める申請の資格を有していることを証する書類
 - ア 募集要項の4の（2）のイ、ウ及びエに該当しない旨を記載した申立書
 - イ 国税及び地方税を滞納していないことを証する次に掲げる書類（ただし、納税義務が無い場合はその旨の申立書）
 - (ア) 市税の完納証明書
 - (イ) 県税の未納がないことの証明書
 - (ウ) 消費税及び地方消費税の未納がないことの証明書
 - (4) 応募団体の概要を説明する書類
 - ア 定款又は登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、規約その他のこれらに相当する書類）
 - イ 役員の名簿及び履歴書
 - ウ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（当該事項を記載した法人等の概要書等）
 - エ 現に行っている業務の概要を記載した書類
 - (5) 応募団体の経営状況を説明する書類
 - ア 指定を申請する日（以下「申請日」という。）の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）。ただし、申請日の属する事業年度に設立された団体にあつては、その設立時における財産目録
 - イ 申請日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに前事業年度の事業報告書及び収支計算書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
 - (6) その他市長が必要と認める書類

施設名	市民三井楽プール
団体名	

様式第2号（第3条関係）

市民三井楽プール 事業計画書

1 事業の内容

（1）管理施設の内容

五島市民三井楽プールの指定管理者の募集に関する公告に記載する施設

（2）事業の具体的内容

施設で行おうと考えている事業の内容

（3）事業実施のための人員配置等

上記の事業を行うのに必要な人員とその配置計画

2 実施計画

①一般利用

②プール会員

③スイミングスクール会員

④その他（ ）

事業 種別	事業の年度ごとの見込み									
	9年度		10年度		11年度		12年度		13年度	
	時期	利用 見込	時期	利用 見込	時期	利用 見込	時期	利用 見込	時期	利用 見込
①	年間	人								
②	年間	人								
③	年間	人								
④										
計										

施設名	市民三井楽プール
団体名	

3. 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しており、又は確保できる見込みがあること

(1) 団体の理念及び運営方針について

(2) 現在の財務状況について
(現在の委託状況や収支状況などについて記載してください。)

(3) 管理責任者及び管理体制について
(組織図を記載してください。)

参考例

館長○人管理担当○人その他（常時雇用、パートなど）○人

(4) 相当の知識及び経験を有する適切な人材確保について
(配置予定にあたる職員の経験年数及資格などについて記載してください。)

主な担当業務	資 格	類似施設等での経験年数	AEDに関する知識の有無	備考

※個人の氏名は記載しないでください。

(5) 人材育成の考え方について
(人材育成の基本的な考えと職員の研修計画について記載してください。)

(6) 類似施設の運営実績
(類似施設での運営実績について具体的に記載してください。)

施設名	市民三井楽プール
団体名	

4. 収支計画書の内容が、公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(1) 経理についての考え方について

(2) 人件費及び業務内容について

給料（年額）	手当（年額）	常雇・臨雇	業務内容・業務時間

(3) 経費縮減のための施策について

(4) 収支計画について

施設名	市民三井楽プール
団体名	

5. プール運営事業に精通した事業者であると認められること。

(1) 水難事故防止の安全対策及び人員の配置について

(2) 水質の管理について

(3) 入館者の確保について

施設名	市民三井楽プール
団体名	

様式第3号（第3条関係）

管 理 に 係 る 収 支 計 画 書

1 収入の部

(単位：千円)

収入の区分		年 度 ご と の 見 込 み				
		9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
事業に係る収入	一般利用料					
	スイミングスクール					
						
						
	指定管理料					
	計・・・①					
事業以外の収入	自動販売機					
						
	計・・・②					
収入合計A (①+②)						

2 支出の部

(単位：千円)

支出の区分		年 度 ご と の 見 込 み				
		9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
事業に係る支出	人件費					
	需用費					
	役務費					
	委託料					
	使用料・賃借料					
	計③					
事業以外の支出	自動販売機経費					
	計④					
支出合計B (③+④)						

3 収支の見込み

(単位：千円)

収支の区分		年 度 ご と の 見 込 み				
		9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
事業に係る収支 (①－③)						
事業以外の事業に係る収支 (②－④)						
収支合計 A－B						

収入、支出とも明細を別紙（様式任意）により作成してください。

様式第3号（第3条関係）

管理に係る収支計画書（記載例）

1 収入の部

（単位：千円）

収入の区分		年度ごとの見込み				
		9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
事業に係る収入	一般利用料	※市が定めた利用料金の収入を記載します。				
	スイミングスクール					
	・・・					
	・・・					
	指定管理料	※市からの指定管理料を記載します。				
	計・・・①					
事業以外の収入	自動販売機	※市が定めた収入以外の収入を記載します。				
	・・・					
	計・・・②					
収入合計A（①+②）						

2 支出の部

（単位：千円）

支出の区分		年度ごとの見込み				
		9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
事業に係る支出	人件費					
	需用費	※市が定めた収入に係る経費を記載します。				
	役務費					
	委託料					
	使用料・賃借料					
	計③					
事業以外の支出	自動販売機経費	※市が定めた収入以外の収入に係る経費を記載します。				
	計④					
支出合計B（③+④）						

3 収支の見込み

（単位：千円）

収支の区分		年度ごとの見込み				
		9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
事業に係る収支（①－③）						
事業以外の事業に係る収支（②－④）						
収支合計 A－B						

公 募 説 明 会 参 加 申 込 書

令和 年 月 日

申請者 住 所
 団 体 名
 担当者氏名
 電 話 番 号
 F A X
 E- m a i l

指定管理者の公募説明会への参加を次のとおり申し込みます。

施 設 名		
団 体 名		
参 加 者 職 氏 名	役 職 等	氏 名

※ 施設の視察及び説明会を令和8年8月10日（月）午前10時から三井楽支所2階第1会議室で開催します。準備の都合がありますので、お早めにご提出下さい。

公 募 に 関 す る 質 問 書

令和 年 月 日

申請者 住 所
 団 体 名
 担当者氏名
 電 話 番 号
 F A X
 E- m a i l

五島市民三井楽プールの指定管理者の公募に関して次のとおり質問書を提出します。

質問事項	質 問 内 容
例) 募集要項 1-(2)〇〇について	

※郵送、FAXまたはE-m a i l で送付して下さい。

指定管理者指定申請に係る申立書

令和 年 月 日

五 島 市 長 様

(団体住所)

(団体名)

(代表者氏名)

印

五島市民三井楽プール指定管理者の申請に際し、次の事項について虚偽でないことを申し立てます。

- 1 破産者で復権を得ないものでないこと。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、五島市における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。
- 3 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

施設名	市民三井楽プール
団体名	

様式第 4 号

自主事業計画書

1. 事業の内容

(1) 自主事業の内容

(2) 自主事業実施のための人員配置等

(3) 自主事業の利用者見込数

(単位：人)

事業種別	自主事業の年度ごとの見込み				
	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度

2. 収支計画 ※指定管理者が自ら自主事業を行う場合は、収支計画を提示してください。 (単位:千円)

	事業 種別	自主事業の年度ごとの見込み					
		費目	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
収入 ①							
支出 ②							
収 支 ①－②							

五島市民三井楽プールの管理運営に関する基本協定書（案）

五島市長 出口 太（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、五島市公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例（平成16年五島市条例第54号。以下「手続条例」という。）第7条の規定に基づき、五島市民三井楽プール（以下「三井楽プール」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「管理業務」という。）について、次の条項により、基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、甲と、五島市民三井楽プール条例（平成16年五島市条例第248号。以下「条例」という。）第3条第1項の規定により指定管理者に指定された乙が相互に協力し、三井楽プールを適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

（信義誠実等の義務）

第2条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本協定を履行しなければならない。

2 甲乙両者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、条例、規則その他関係法令を遵守し、本協定を履行しなければならない。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設、設備及び物品（以下「管理物件」という。）は、別記仕様書に定めるとおりとする。

2 乙は、善良な管理者の注意をもって管理物件を管理するとともに、常に良好な状態に保たなければならない。

（指定期間）

第4条 乙が管理業務を実施する指定期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（管理業務の内容等）

第5条 乙が行う管理業務は、条例第3条第2項に掲げる業務とする。

2 前項に規定する業務の内容は、別記仕様書及び乙から提出された事業計画書に定めるとおりとする。

3 乙は、本協定書、別記仕様書及び事業計画書並びにこれらに基づく甲の指示及び通知（以下「本協定書等」という。）に従って、管理業務を実施しなければならない。

(指定管理料)

第6条 甲は、管理業務の実施の対価として、乙に対して指定管理料を支払うものとする。

- 2 甲が乙に対して支払う指定管理料は、〇,〇〇〇,〇〇〇円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限として各年度の予算の範囲内で定めることとし、各年度の指定管理料の額、支払方法等については、甲と乙とが別に締結する年度協定によるものとする。

(利用料金収入の取扱い)

第7条 三井楽プールの利用者が納付する利用料金は、乙の収入とする。ただし、乙は、指定管理者の指定の期間満了のときに収入済みの指定の期間満了日の翌日以降が利用日である利用料金、又は手続条例第10条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときに収入済みの指定の取消日の翌日以降が利用日である利用料金について、指定管理者の指定の期間満了日、又は指定管理者の指定の取消日から30日以内に甲に返還しなければならない。

- 2 利用料金の額は、条例第8条第2項の規定により、乙が、あらかじめ甲の承認を得て、定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 利用料金の減免を行う場合は、条例第9条に定める基準に基づいて行うものとする。

(指定管理料の精算)

第7条の2 指定管理料は、毎年度、精算するものとする。

- 2 乙は、指定管理料と利用料金による収入との合計額から実際の管理業務の実施に要した経費にかかる適正な支出額を控除した額（以下「剰余金」という。）が生じた場合は、当該剰余金を甲が指定する期日までに、甲に納付しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第8条 乙は、本協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(委託等の制限)

第9条 乙は、管理業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、専門的知識又は経験を必要とし、かつ、自ら行う事が困難な一部の管理業務については、事前に甲の承認を得たうえで第三者に委託することができる。
- 3 甲は、乙に対して、第三者に委託し、又は請け負わせた業務の内容その他必要な事項の報告を求めることができる。
- 4 乙が、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、当該第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、全て乙が負担するものとする。

(法令上の責任)

第10条 乙は、乙の従業員に対する雇用者又は使用者として、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法その他の法令上の全ての責任を負って従業員を管理し、甲に対し責任を及ぼさないものとする。

(業務区分及び責任分担)

第11条 管理業務に関する業務区分及び責任分担の区分については、別表第1「市と指定管理者の業務の区分」及び別表第2「市と指定管理者の責任分担」に定めるとおりとする。

2 前項の規定により定める事項で疑義がある場合又は前項の規定により定める事項以外の不測の事由による責任分担の区分は、甲乙協議により定めるものとする。

(施設等の使用)

第12条 甲は、管理業務の実施に必要な《施設略称》の施設、附属設備等（以下「施設等」という。）を乙に無償で使用させるものとし、乙は、善良な管理者の注意をもってこれを使用するものとする。

2 乙は、施設等について条例第2条に規定する三井楽プールの設置目的以外に使用しないものとする。

(改装等の費用負担)

第13条 三井楽プールの土地又は施設等（甲の財産であるものに限る。）に関する改築、改造若しくは修繕又は新設、増設若しくは移設は、甲の負担において行うものとする。ただし、これらの経費が指定管理料に見積もられたときは、この限りでない。

2 施設等の改修については、1件につき10万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては甲が、1件につき10万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものについては乙が自己の費用と責任において実施するものとする。

3 乙は、施設等の原状を変更しようとするときは、書面により甲の承認を得なければならない。

(甲による物品の貸与)

第14条 甲は、管理業務の実施に必要な甲の所有に属する物品（以下「貸与物品」という。）について、乙に無償で使用させるものとする。

2 乙は、指定期間中において、貸与物品について、五島市財務規則（平成16年五島市規則第43号）に従って管理を行い、常に良好な状態に保たなければならない。

3 貸与物品の修繕については、1件につき10万円（消費税額及び地方消費税額を含む。）以上のものについては甲が、1件につき10万円（消費税額及び地方消費税額を含む。）未満のものについては乙が自己の費用と責任において実施するものとする。ただし、特別な事情があると認められるときは、甲乙協議により実施するものとする。

4 貸与物品が経年劣化等により管理業務の実施の用に供することができなくなった場合は、甲乙協議により、当該物品の取扱いを決めるものとする。

5 乙は、故意又は過失により貸与物品を毀損滅失したときは、甲との協議により、甲に対しこれを弁償し、又は自己の費用で当該物品と同等の機能及び価値を有するものを購入し、若しくは調達しなければならない。

(乙による物品の購入等)

第15条 乙は、管理業務の実施に供するために必要な物品を購入し、又は調達するものとする。

2 前項の規定により管理業務の経費により購入し、又は調達した物品の所有権は、甲に帰属するものとする。

(緊急時の対応)

第16条 乙は、指定期間中、管理業務の実施に関連して事故、災害その他の緊急事態（以下「緊急事態」という。）が発生した場合に備え、あらかじめ対応マニュアル等を作成し、対処に関する体制の整備その他の必要な措置に関する事項を定めなければならない。

2 乙は、緊急事態が発生した場合は、速やかに必要な措置を講ずるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生旨を通報しなければならない。

3 乙は、緊急事態が発生した場合は、甲と協力して事故等の原因調査に当たらなければならない。

(秘密保持義務等)

第17条 乙が行う管理業務に従事している者又は従事していた者は、当該管理業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

2 乙は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 乙は、管理業務の実施にあたり、個人情報の保護に関し、別記「個人情報取扱事項」に定める事項を遵守しなければならない。

(文書等の管理)

第18条 乙は、管理業務の実施に当たって作成し、又は取得した文書、図画及び写真並びに電磁的記録（以下「文書等」という。）について、五島市文書管理規則（平成16年五島市規則第11号）の規定に準じて、適正に管理及び保存をしなければならない。

2 乙は、指定期間が満了し、又は指定を取り消されたときは、文書等の管理について、甲の指示に従わなければならない。

(情報公開)

第19条 乙は、本協定による管理業務の実施にあたり取り扱う情報に関し、五島市情報公開条例（平成16年五島市条例第16号）の趣旨にのっとり、当該情報の公開を行うため必要な措置を講じなければならない。

(管理業務の自己点検等)

第20条 乙は、三井楽プールの安全管理、サービスの提供、個人情報保護その他の遵守すべき事項について、定期的かつ継続的に自己点検を行い、その結果を踏まえて業務の改善に取り組まなければならない。

2 乙は、施設で提供するサービス向上の観点から、アンケート等により施設利用者の意見及び要望を把握し、管理業務に反映するよう努めなければならない。

(事業計画書の提出)

第21条 乙は、指定期間における事業年度ごとに、毎年度甲が指定する期日までに事業計画書を提出し、甲の承認を得なければならない。

2 事業計画書を変更する必要があるときは、甲と乙との協議により、決定するものとする。

(事業報告書の提出)

第22条 乙は、毎年度終了後30日以内に、事業報告書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、年度の途中において、指定期間が満了したとき、又は指定が取り消されたとき、若しくは年度末を含む期間の業務の停止を命ぜられたときは、その指定期間の満了の日又は処分を受けた日から起算して30日以内に事業報告書を甲に提出しなければならない。

(業務報告書の提出)

第23条 乙は、毎月の管理業務に関する事業の実施状況、施設等の利用状況及び利用料金の収入状況に関する報告書を作成し、毎月10日までに甲に報告しなければならない。

(施設利用者の意見等の反映)

第24条 乙は、施設で提供するサービス向上の観点から、アンケート等により施設利用者の意見を把握し、その後の管理業務への反映に努めるものとする。

(検査)

第25条 甲は、三井楽プールの管理の適正を期するため必要があると認めるときは、乙に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をするものとする。この場合において、乙は、当該調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

2 甲は、毎年度終了後、本協定書等に定める内容に基づき管理業務の完了を確認し、検査を行うものとする。

(改善の指示)

第26条 第22条から前条までの規定による報告、調査及び検査の結果、実施した管理業務の内容が本協定書等に適合しない場合は、甲は、乙に業務の改善を指示するものとする。

2 乙は、前項の規定による指示を受けた場合は、速やかに当該指示に従わなければならない。

(甲による指定管理の取消し等)

第27条 甲は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第11項の規定により、乙が次に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、指定管理者の指定の取消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止（以下「指定の取消し等」という。）を命ずることができる。この場合において、乙に生じた損害については、甲はその賠償の責を負わないものとする。

(1) 法第244条の2第10項の指示に従わないとき。

(2) 管理業務を行う三井楽プールの設置目的に反した管理を行っているとき。

(3) この指定管理に関する協定書に違反したとき。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）の適用その他乙がその管理する施設の管理を引き続き行う財政的能力がなくなつたと認められるとき。

(5) 刑事事件その他の不祥事により指定管理者に信用が失墜したとき。

(6) 乙が五島市暴力団排除条例（平成24年五島市条例第34号）に定める暴力団等又は社会的非難関係者と認められるとき。

(7) その他乙が三井楽プールの指定管理者として管理業務を継続することが適当でないと認めるとき。

2 甲は、前項に基づいて指定の取消し等を行おうとする際には、事前にその旨を乙に通知しなければならない。

(指定の解除)

第28条 甲は、前条の規定により指定を取り消したときは、本協定を解除するものとする。

(指定の解除等に伴う措置)

第29条 乙は、前条の規定により本協定が解除されたとき（指定期間開始前に解除されたときを含む。）は、違約金として第6条に規定する指定管理料の10分の1を甲に支払わなければならない。

2 甲は、実際に生じた損害が前項に規定する違約金の額を上回る場合は、別に損害賠償を請求することができる。

3 乙は、第28条の規定により期間を定めて管理業務の全部又は一部が停止されたときは、甲に違約金を支払わなければならない。この場合の違約金の額は、第1項に定める範囲内で甲が定め、乙に通知するものとする。

(指定の取消し等における指定管理料の支払)

第30条 乙は、第28条の規定により指定が取り消され、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止がされたときは、管理業務を履行しない期間について、指定管理料の支払を請求することができない。

2 前項の場合において、指定管理料が前金払又は概算払により既に乙に支払われている場合は、乙は、管理業務を履行しない期間に相当する指定管理料の額を速やかに甲に返還するものとする。

る。返金の額は、甲が定めて乙に通知するものとする。

(乙による指定の取消しの申出)

第31条 乙は次に掲げる各号のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取消しの申出をすることができるものとする。

(1) 甲が本協定を履行せず、又は本協定に違反したとき。

(2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害又は損失を被ったとき。

2 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

3 乙は、第1項の申出を行おうとする際には、事前にその旨を甲に通知しなければならない。

(不可抗力による指定の取消し)

第32条 甲又は乙は、不可抗力の発生により管理業務の継続が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取消しの協議を求めることができるものとする。

2 前項の協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取消しを行うものとする。

3 前項の取消しによって発生する損害及び損失並びにそれらに伴う増加費用の負担は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(原状回復義務等)

第33条 乙は、指定の期間が満了したとき、又は指定の取消し等を命じられたときは、管理業務を行わないこととなった施設及び設備を直ちに現状に回復しなければならない。ただし、甲の承認を受けたときは、この限りでない。

第34条 乙は、故意又は過失により、施設又は設備備品を損傷し、又は滅失したときは、直ちにこれを現状に回復し、又はその損傷若しくは滅失により生じた損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(第三者に対する損害の賠償等)

第35条 管理業務の履行にあたり、乙の責めに帰すべき事由により第三者へ損害を与えたときは、原則として乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(業務の引継ぎ)

第36条 乙は、指定期間が満了したとき（指定期間の満了後、引き続き乙が指定管理者として指定されたときを除く。）、又は指定管理者の指定を取り消されたときは、甲が指定する期日までに、甲又は甲が指定する者に対し、管理業務の引継ぎを行わなければならない。

(重要事項の変更)

第37条 乙は、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の変更を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(協定の変更)

第38条 甲及び乙は、管理業務の内容等を変更する必要があるとき、又は経済情勢の変動、不可抗力その他予期することのできない事由により本協定に定める条件が不適当となったときは、協議して本協定を変更することができる。

(疑義の決定等)

第39条 本協定に関し疑義のあるとき、又は本協定書に定めのないときについては、必要に応じて甲乙協議のうえ決定するものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 長崎県五島市福江町1番1号

五島市長 出口 太

乙 《住 所》

《氏 名》

五島市民三井楽プールの指定管理に関する協定書（案）

五島市（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、五島市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成１６年五島市条例第５４号。以下「手続条例」という。）第７条の規定に基づき、五島市民三井楽プール（以下「市民プール」という。）の管理業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条 甲は、五島市民三井楽プール条例（平成１６年五島市条例第２４８号。以下「三井楽プール条例」という。）第３条第１項の規定に基づき、乙に市民プールの管理を行わせる。

（管理運営の基本）

第２条 乙は、管理業務の実施にあたっては、三井楽プール条例、同施行規則（平成２７年規則第３６号。以下「三井楽プール規則」という。）及び関連する法令等に従うとともに、別紙市民プールの管理業務の関する仕様書に基づき、施設を常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効果的に運営するものとする。

２ 乙は、手続条例第３条に規定する事業計画書の内容を遵守し、適正かつ確実に管理業務を行わなければならない。

（管理業務の範囲）

第３条 乙が行う管理業務の範囲は、三井楽プール条例第３条第２項各号に規定する業務とする。

２ 前項各号に掲げる業務の細目は、市民プールの管理業務に関する仕様書に定めるとおりとする。

（事業報告）

第４条 乙は、第６条に規定する協定の期間終了後３０日以内に、当該期間の管理業務に関する事業報告書及び団体の経営状況を説明する書類を甲に提出しなければならない。

２ 前項の規定にかかわらず、乙は、手続条例第１０条第１項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、速やかに事業報告書を市長に提出しなければならない。

３ 前２項の事業報告書には、管理業務の実施状況及び利用状況、利用料金の収入実績、管理に係る経費の収支状況、その他管理の実態を把握するために必要な事項を記載するものとする。

（業務報告）

第５条 乙は、前月の管理業務に関する事業の実施状況、施設等の利用状況及び利用料金の収入状況に関する報告書を作成し、毎月１０日までに甲に報告しなければならない。

（協定の期間）

第６条 この協定の期間は、令和〇年４月１日から令和〇年３月３１日までとする。

（指定管理料の額）

第７条 この協定に基づく指定管理料の額は、金〇〇，〇〇〇，〇〇〇円とする。

（指定管理料の支払）

第８条 指定管理料は前金払いとし、次の表の区分に応じて分割して支払うものとする。

管理業務期間	支払年月日	指定管理料
令和〇年 ４月～ 令和〇年 ６月分	令和〇年 ４月	〇，〇〇〇，〇〇〇円
令和〇年 ７月～ 令和〇年 ９月分	令和〇年 ７月	〇，〇〇〇，〇〇〇円
令和〇年 １０月～ 令和〇年 １２月分	令和〇年 １０月	〇，〇〇〇，〇〇〇円
令和〇年 １月～ 令和〇年 ３月分	令和〇年 １月	〇，〇〇〇，〇〇〇円

2 乙は、前項に定める指定管理料について、支払を受けようとする日の30日前までに請求書を甲に提出するものとする。

(指定管理料の変更)

第9条 この協定の締結後に生じた事由により必要がある場合には、甲乙協議の上、指定管理料の額を変更することができる。

2 委託料に含まれる重油料金については、3月末日の使用実績を以って変更するものとし、使用実績の積算については、乙が9月末の実績と今後の見込みを以って年間の重油使用料の積算を行い、10月15日までに甲に提出するものとする。

(利用料金の帰属)

第10条 市民プールの利用料金は、三井楽プール条例第8条第3項の規定に基づき、乙の収入とする。ただし、乙は、指定管理者の指定の期間満了のときに収入済の指定満了日の翌日以降が利用日である利用料金、又は手続き条例第10条第1項の規定により指定管理の指定を取り消されたときに収入済の指定の取消日の翌日以降が利用日である利用料金について、指定管理者の指定の期間満了日、又は指定管理者の指定の取消日から30日以内に甲に返還しなければならない。

(管理業務の経費)

第11条 乙は、第7条に定める指定管理料及び前条に定める利用料金を管理業務の経費に充てるものとする。

(委託料の精算等)

第12条 乙は、第7条及び第8条第1項に基づき支払を受けた指定管理料について、乙が手続条例第10条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、速やかに管理業務の経費の執行の内訳並びに利用料金等の収入の内訳を明らかにした精算報告書により甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の精算報告書により報告された管理業務の経費及び利用料金等から算出した金額が、第7条に定める額に満たない場合は、その差額を甲の指示に従い、甲に返還しなければならない。

(物品の帰属)

第13条 甲は、甲の所有に属する物品について乙に無償で使用させるものとし、乙は五島市財務規則(平成16年五島市規則第43号)に従い管理を行い、善良な管理者の注意をもってこれを使用するものとする。

2 乙が管理業務の経費により購入した物品は、甲の所有に属するものとする。

(施設等の使用)

第14条 甲は、管理業務の実施に必要な市民プールの施設、附属設備及び器具等(以下「施設等」という。)を乙に無償で使用させるものとし、乙は、善良な管理者の注意をもってこれを使用するものとする。

2 乙は、施設等について三井楽プール条例第2条に規定する三井楽プールの設置目的以外に使用しないものとする。

(管理施設の改修等)

第15条 市民プールの土地又は施設等(甲の財産であるものに限る。)に関する改築、改造若しくは修繕又は新設、増設若しくは移設は、甲の負担において行うものとする。ただし、これらの経費が指定管理料に見積もられたときは、この限りでない。

2 管理施設の改修については、1件につき10万円(消費税及び地方消費税を含む。)以上のものについては甲が自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき10万円(消費税及び地方消費税を含む。)未満のものについては乙が自己の費用と責任において実施するものとする。

(施設等の原状変更等)

第16条 乙は、施設等の原状を変更しようとするときは、書面により甲の承認を得なければ

ならない。

2 乙は、前項の規定により原状を変更した場合であって、指定の期間満了のとき、又は手続条例第10条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、甲の指示に従い、自己の負担で施設等を原状に復さなければならない。

3 甲は、乙が前項の義務を履行しないときは、これを原状に復し、その費用を乙に請求することができる。

(物品及び施設等の滅失又は損傷)

第17条 乙は、物品及び施設等が滅失し、又は損傷したときは、直ちに甲にその旨を報告し、甲の指示を受けなければならない。

2 乙は、物品及び施設等の滅失又は損傷が自己の責めに帰すべき事由により生じたときは、乙の負担において当該物品及び施設等を原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(第三者への損害賠償に対する求償)

第18条 乙がその責めに帰する理由により、管理業務の実施に関し第三者に損害を与えた場合には、甲は、その賠償について乙に求償することができる。

(非常事態時の対応)

第19条 乙は、市民プールにおいて、災害、事故、犯罪等の非常事態の発生が予想されるとき又は発生したときは、直ちに甲に報告し、その指示を受けなければならない。ただし、事態が緊急を要する場合においては、利用者の安全確保に対する措置及び施設等の保全措置を優先して講じた後、速やかに甲に報告するものとする。

(管理業務の委託等の禁止)

第20条 乙は、管理業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、専門的知識又は経験を必要とし、かつ、自ら行うことが困難な一部の管理業務については、甲の承認を得た上で第三者に委託することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第21条 乙は、この協定によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(個人情報の保護に関する事項)

第22条 乙は、この協定による業務を行うため個人情報を取扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報公開に関する事項)

第23条 乙は、この協定による管理業務を行うにあたり取り扱う情報に関し、五島市情報公開条例(平成16年五島市条例第16号)の趣旨にのっとり、当該情報の公開を行うため必要な措置を講じなければならない。

(文書等の保存)

第24条 乙は、管理業務に関する文書等について、五島市文書管理規則(平成16年五島市規則第11号)に準じて保存するものとする。

(管理業務の引継ぎ)

第25条 乙は、指定の期間満了のとき、又は手続条例第10条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、甲または甲が指定するものに対し、本業務の引き継ぎ等を行わなければならない。

2 甲は、必要と認める場合には、指定の期間満了に先立ち、乙に対して甲または甲の指定するものによる管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(甲による指定管理の取消し等)

第26条 甲は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の

2 第 1 1 項の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定管理者の指定の取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止（以下「指定の取消し等」という。）を命ずることができる。この場合においては、乙に生じた損害については、甲はその賠償の責を負わないものとする。

- (1) 法第 2 4 4 条の 2 第 1 0 項の指示に従わないとき。
- (2) 管理業務を行う市民三井楽プールの設置目的に反した管理を行っていると認められるとき。
- (3) この指定管理に関する協定書の規定に違反したとき。
- (4) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）、破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）の適用その他乙がその管理する施設の管理を引き続き行う財政的能力がなくなつたと認められるとき。
- (5) 刑事事件その他の不祥事により指定管理者に信用が失墜したと認められるとき。
- (6) その他乙が市民三井楽プールの指定管理者としての管理業務を継続することが適当でないと認めるとき。

2 甲は、前項に基づいて指定の取消し等を行おうとする際は、事前にその旨を乙に通知しなければならない。

（指定の解除）

第 2 7 条 甲は、前条の規定により指定を取り消したときは、この協定を解除するものとする。

（指定解除等に伴う措置）

第 2 8 条 乙は、前条の規定により協定が解除されたときは、違約金として原協定書又は当該指定が取り消された年度における変更協定書に規定する管理業務に対する指定管理料（指定期間開始前にこの協定を解除した場合は、指定管理の初年度における管理業務に係る指定管理料）の 1 0 分の 1 を甲に支払わなければならない。

2 甲は、実際に生じた損害が前項の規定する違約金の額を上回る場合は、別に損害賠償を請求することができる。

3 乙は、第 2 6 条の規定により期間を定めて管理の業務の全部又は一部が停止されたときは、甲に違約金を支払わなければならない。違約金は、第 1 項に定める範囲内で甲が定め乙に通知するものとする。

（指定の取消し等における指定管理料の支払）

第 2 9 条 乙は、第 2 6 条の規定により指定が取り消され、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止がされたときは、管理の業務を履行しない期間については、指定管理料の支払を請求することができない。

2 前項の場合において、指定管理料が前金払若しくは概算払いにより既に乙に支払われている場合は、乙は、管理に業務を履行しない期間に相当する指定管理料の額を速やかに甲に返還するものとする。返金の額は、甲が定めて乙に通知するものとする。

（乙による指定の取り消しの申し出）

第 3 0 条 乙は次にいずれかに該当する場合は、甲に対して指定の取り消しを申し出ることができるものとする。

- (1) 甲が本協定を履行せず、またはこれらに違反したとき。
- (2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害又は損失を被ったとき。

2 甲は前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその措置を決定するものとする。

3 乙は、第 1 項に基づいて申出を行おうとする際は、事前にその旨を甲に通知しなければならない。

（不可抗力における指定の取消し）

第 3 1 条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取り消しの協議を求めることができるものとする。

2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取り消しを行うものとする。

3 前項の取り消しによって発生する損害・損失及び増加費用は、甲乙協議にうえ決定するものとする。

(疑義等の解決)

第32条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 五島市福江町1番1号

五島市長 出口 太

乙 《住 所》

《氏 名》

五島市民三井楽プールの指定管理者仕様書

本仕様書は、五島市民三井楽プール（以下「市民プール」という。）の指定管理者が行う管理業務の内容及びその範囲、履行方法等について定めるものです。

指定管理者は、本仕様書を遵守するとともに、市民が利用しやすいようサービスの向上に努めてください。

なお、本仕様書中「条例」とあるものは、「五島市民三井楽プール条例」を、「規則」とあるものは「五島市民三井楽プール条例施行規則」を示します。

管理施設の名称及び範囲

名 称 五島市民三井楽プール

場 所 五島市三井楽町濱ノ畔5 1 2 番地3

建物の概要

- ・ 建築構造 鉄筋コンクリート平屋建一部鉄骨造
- ・ 敷地面積 3, 201. 0 m²
- ・ 建築面積 1, 389. 1 m²
- ・ 施設の概要 1階1棟
 - 大人用プール 375. 0 m² (25m 7コース)
 - 小人プール 80. 0 m² ウォータースライダー 1基
 - 男子更衣室 38. 5 m²
 - 女子更衣室 44. 0 m²
 - 子供更衣室 29. 0 m²
 - トレーニング室 60. 0 m²
 - 観覧席 52. 5 m²
 - 事務室 32. 2 m²
 - 収容人員 100人

1 市民プールの運営に関する業務

(1) 案内

館内の案内を行うこと。

(2) 開場時間等

ア 開場時間 午前10時から午後8時まで

イ 休館日

(ア) 火曜日。ただし、火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い祝日法による休日でない日とする。

(イ) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(ウ) 特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開場し又は休場することができる。

(3) 利用の許可(取消を含む)

ア 利用の許可申請は、当月を含み3か月前の属する月の1日から受付けること。

（例：8月15日の利用の許可申請を行う場合、5月1日から受付開始）

イ 利用の許可申請は、申請書等により受付ける。この申請書等は、指定管理者が五島市の承認を得て定める。（規則第4条）

ウ 利用許可の取消は、取消された利用日時の2時間前までに利用者に連絡すること。

(4) 利用料金の徴収、減免及び還付

ア 利用料金の徴収は、併せて領収書を利用者に交付すること。

イ 徴収した利用料金は、帳簿を作成して整理すること。

ウ 利用料の減免については、条例第9条及び規則第6条の規定に基づき行うこと。

エ 利用料の還付については、条例第10条及び規則第7条の規定に基づき行うこと。

- (5) 入場の制限、原状回復及び損害賠償
- ア 入場の制限は、次のいずれかに該当する者に対して、市民プールへの入場を拒み、又は退場を命ずること。(条例第 13 条)
- (ア) 感染症の疾病にかかっていると認められる者
- (イ) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者又はこれらのおそれがある物品若しくは動物を携行する者
- (ウ) 市民プールの秩序を乱すおそれがあると認められる者
- (エ) その他市民プールの管理上支障があると認められる者
- イ 利用者は、市民プールの利用を終了したとき、又は利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止され、若しくは制限されたときは、その利用しなくなった施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。利用者がこの義務を履行しないときは、指定管理者が代わって行い、その費用を利用者から徴収する。(条例第 14 条)
- ウ 利用者又は入場者は、故意又は過失により市民プールの施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が利用者又は入場者の責めに帰することができない理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。(条例第 15 条)
- (6) 重油使用料
- 協定書第 9 条第 2 項に規定する重油使用料は次のとおりである。
- 令和〇年 1 0 月 1 日現在の取引単価：〇〇. 〇円/ℓ (税込)、
年間使用量〇〇万ℓ、総額〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
- ※単価時期は当該年度当初予算要求時点の単価とする。使用量は過去 3 年間の使用量の平均値を採用する。**

2 市民プールの施設、設備等の維持管理に関する業務(詳細は別紙 1 のとおり)

- (1) 施設及び設備の保守点検
- 施設及び設備(空調設備及び電機設備等)の保守点検は、日常点検、定期点検等を行い、初期の性能を維持すること。
- (2) 施設及び設備の清掃管理
- 施設及び設備の清掃管理は、日常清掃及び定期清掃を行い、快適な環境を保つこと。
- (3) 小規模な修繕
- 塗装、漏水、ガラス破損及び機器・建具調整等の小規模な修繕を行うこと。
- (4) 便益施設の管理
- 施設内の公衆電話、自動販売機等の設置・管理について協力すること。

3 安全対策に関する業務

- (1) 事故等の緊急時対策
- ア 事故等の緊急時対策は、マニュアルを作成し、職員に指導を行うこと。
- イ 事故等が発生した場合は、被害者の救済・保護など応急措置を講じるほか、状況に応じて関係機関に連絡を取り対処すること。
- ウ 重大な事故については、直ちに市長に報告し、その指示に従うこと。
- (2) 防犯・防火対策等
- ア 施設の施錠・開錠等の点検・確認及び鍵の適正な管理を行うこと。
- イ 防火対策は、防火管理者を選任し、担当業務を遂行すること。
- ウ 荒天が予想される場合は、事前に備品等の固定・収納を行うこと。
- エ 荒天時は、天候の回復後に館内及び敷地内を巡視し、災害の有無を点検すること。重大な事故があった場合は、直ちに市長に報告し、二次災害が起きないように処理を行う。
- (3) 個人情報の保護
- 個人情報の保護は、個人情報の保護に関する取扱仕様書の規定により行うこと。

4 事業報告に関する業務

(1) 日報等の作成

ア 日報等は、1日の業務内容や特記事項を記入して作成すること。

イ 日報等を基に、毎月の業務報告書作成し、翌月10日までに市長に提出すること。

(2) 事業計画書及び収支予算書の作成

事業計画書及び収支予算書は、毎年度9月末日までに次年度のものを作成し、市長に提出すること。

(3) 事業報告書の作成

事業報告書は、毎年度4月末日までに前年度のものを作成し、市長に提出すること。

(4) 引継に関する業務

引継は、指定期間終了時に、次期指定管理者が円滑かつ支障なく市民プールの業務を遂行できるよう行うこと。

別紙 1 市民プール施設管理保守点検等業務

1. 市民三井楽プール

項 目	・必要管理項目	頻 度
館内清掃	日常清掃	毎日
	定期的な清掃	窓清掃 年 2 回以上 特別清掃 年 2 回以上
トイレ清掃	日常清掃	毎日
	定期的な清掃	月 1 回以上
ボイラー設備	日常保守点検	毎日
	ろ過機清掃	月 1 回以上
館内冷暖房設備	日常保守管理	毎日
	定期点検	フィルター清掃月 1 回以上
小破損修繕	照明装置の維持・交換	必要に応じて随時
	その他設備の修繕	必要に応じて随時
植栽管理	日常保守管理	必要に応じて随時
	除草・剪定	必要に応じて随時
自動ドア	日常保守点検	毎日
	定期点検	年 4 回